

第2章 計画の基本理念と目標

2-1 基本理念

本計画における基本理念を設定するにあたり、総合計画基本計画、都市計画マスタープランを踏まえ、「みんなで守り、創り、活かす、安全で安らぎのある水とみどりのまち こまつしま」を基本理念とします。

みんなで守り、創り、活かす、安全で安らぎのある 水とみどりのまち こまつしま

■基本的な考え方（3本柱）

本計画の基本理念は、上位計画の理念や都市づくりの基本目標と整合を図る必要があります。また、市民アンケート結果や小松島市のみどりの課題を踏まえつつ、基本理念を定めるため、大きく3つの考え方を設定します。

具体的には、①緑地の保全（守るみどり）、②緑化の推進（創るみどり）、③今あるみどりの利活用（活かすみどり）を本計画の「3本柱」としました。

（1）緑地の保全（守るみどり）

都市におけるみどりは、良好な環境の形成や安全な生活基盤の確保を図る上で貴重な存在です。特に阪神・淡路大震災や東日本大震災以降、地震災害のみならず水害等において、みどりが持つ防災機能の重要性が高まっています。例えば、「農業振興地域・農用地区域」に指定されている田園地域は、水害を防止する洪水調整機能、「保安林」に指定されている森林などは、土砂災害を防止したり潮害から民家を守ったりする機能を持っています。また、小松島市総合グラウンドなどの市内の公園・緑地等は、防災対策の拠点としての機能を有しており、自然豊かな山林や市街地を取り巻く優良な農地、公園・緑地等について、行政のみならず市民や企業など多様な主体が協力し、保全していく必要があります。さらに、市内の公園・緑地等などのオープンスペースは、災害対策の拠点となり得る「利用効果」が十分に発揮されていない現状もあり、多様な機能の充実を図る必要もあります。

（守るみどりに関連する課題項目）

- ① 津波や集中豪雨に対する公園が持つ防災機能の強化
- ② 地域に見合った防災拠点としての公園の防災機能の強化
- ③ 災害時に避難場所となる公園・緑地等が不足している地域がある
- ④ 他の防災関連施策との連携

(2) 緑化の推進（創るみどり）

市民アンケートからは、特に市街地のみどりが少ないという意見が多くみられました。さらに、本市における市民一人当たりの都市公園面積は1.8m²/人と、「小松島市都市公園条例」に定める市全体の都市公園標準面積の10.0m²/人、市街地における標準面積の5.0m²/人のいずれも下回っています。このことから、身近に憩いと安らぎが感じられる生活環境の確保が望まれており、市街地を中心とした緑化の推進が重要です。また、公園や道路、港湾など公共施設から民有地まで幅広く緑化を進める必要があり、本計画における緑化の推進は、単に公園・緑地等を新規整備するなどのハード面だけではなく、ボランティアによる植樹・植栽や宅地内緑化の推進といった市民・企業・行政など多様な主体の参画により、協同で街のみどりを増やしていく仕組みづくりといったソフト面の充実も踏まえています。これらを推進する施策を円滑に実施していくためには、各主体が役割を理解し、協力・連携した上で、幅広く柔軟に取り組む必要があります。

一方で市民アンケートから、市内のみどりについて、新たにみどりを増やすより今あるみどりの適切な管理と活用も望まれています。例えば、街路樹の剪定や、公園の草刈り・清掃など、今あるみどりを適切に維持管理し、質を向上させることも必要です。

（創るみどりに関連する課題項目）

- ① 市民アンケート回答者の約7割の人が「市街地のみどりが少ない」と感じている
- ② 港湾部は工場緑地が主なみどりとなり、緩衝緑地の確保が必要となっている
- ③ 新たにみどりを増やすよりも、今あるみどりについての適切な管理
- ④ 健康増進に資するレクリエーション拠点の整備
- ⑤ 市民のニーズや社会情勢に対応した公園施設の機能の適正配置
- ⑥ 市の条例で標準とする市民一人当たりの都市公園面積の不足（条例：10m²、現況：1.8m²）
- ⑦ 市内に公園・緑地等が不足している地域がある
- ⑧ 身近なレクリエーションとしての機能など、公園の機能の多様化が求められている
- ⑨ 施設の利用者のマナー向上や、ペットと共に利用できる施設など、質の向上が求められている
- ⑩ 保健福祉部局・教育部局など関連する部局との連携
- ⑪ 長期末整備の都市計画公園の存在、既存都市公園の老朽化対策
- ⑫ 市民・企業・行政など多様な主体の協同による取り組み
- ⑬ アドプト事業やボランティア団体が活動しやすい環境整備
- ⑭ みどりを守り・増やす活動の担い手の発掘・育成

(3) 今あるみどりの利活用（活かすみどり）

本市における「市民一人当たりの都市公園面積は基準を下回る」という現状への対策が求められる一方で、今あるみどりを上手く利活用することも求められています。そのため、既にある市内の公園・緑地等といったオープンスペースの適切な管理や、市民が主体的に活動できるような仕組みづくりにより、今あるみどりを有効活用しつつ、課題を解決することが望まれます。また、本市の優れたみどりを活かした施策を展開し、人々がみどりとふれあい、学ぶ機会の創出も重要です。

また、近年深刻化している地球温暖化の対策として、低炭素・循環型社会^{*}の形成においても、みどりは重要な役割を担っており、今あるみどりを適切に保全、管理していくことが重要です。本市には、シンボリックなみどりである日峰山のほか、自然環境豊かな山林や、豊かな水に恵まれた徳島小松島港、勝浦川、立江川など、多様な生態系が形成されている空間、市街地を取り巻く優良な農地、災害対策としてのオープンスペースとなる公園・緑地等があり、これらを良好な状態で維持管理し、安全・安心で環境に配慮した都市づくりに活かしていく必要があります。

さらに、市民会議や市民アンケートにおいて、日峰山からの景観や田園景観の保全に関する意見が挙げられているほか、風致地区等みどりを守る制度も土地利用の実態などに合わせて見直すべきとの意見があり、十分に調整を図りつつ取り組みを進める必要があります。

（活かすみどりに関連する課題項目）

- ① みどりによる地域の特性を育む気運を高める
- ② 「農業振興地域・農用地区域」、「地域森林計画対象民有林」、「風致地区」等の指定により保全されているみどりの保全
- ③ 市民が主体的に活動に関われる仕組みが不十分
- ④ 市内の湧水、河川や水路の水環境の保全と利活用
- ⑤ 郷土を代表する景観や身近な景観の保全・利活用による個性と魅力ある地域づくり
- ⑥ 市街地を取り囲むように広がる田園風景の保全と利活用
- ⑦ 都市的景観を持つ港湾部のみどりの景観向上
- ⑧ 社会状況の変化による風致地区の見直しの検討
- ⑨ 市民が利用する公園の景観の保全と利活用
- ⑩ 市民や企業に対する公園の場所やみどりに関する情報提供が不十分

2-2 みどりの将来像

(1) みどりの将来像

本市が目指すみどりの将来像として、「みどりの将来像図」を示しました。基本理念である「みんなで守り、創り、活かす、安全で安らぎのある水とみどりのまち こまつしま」を踏まえ、核となる都市公園や拠点、ゾーン等、みどりの骨格となる要素を配置し、軸線やみどりのネットワーク※により結ぶことで連続性を確保し、水とみどりが持つ機能や効果を高めます。

本市のみどりの将来像を定めるにあたり、拠点、ゾーン、軸等については、下表のとおり位置づけます。

	種別	内容
拠点等	核となる都市公園	都市公園であり、本市最大の公園面積を有する日峯大神子広域公園、また都市計画公園である小松島市運動公園を位置づけます。
	レクリエーション拠点	市民の日常的な憩いの場として、しおかぜ公園、小松島ステーションパークなど、6か所を位置づけます。
	スポーツ・防災拠点	日常的にはスポーツなどを行える広場を有する公園で、災害時には広域避難場所※となる、小松島市総合グラウンド等3か所を位置づけます。
ゾーン等	歴史・風致ゾーン	歴史的・文化的に重要な旗山恩山寺風致地区のみどりや良好な自然景観を有する日の峰大神子風致地区、金磯弁財天風致地区を位置づけます。
	保全ゾーン	市街化調整区域にあって、優良農地や自然豊かな山林など保全すべきゾーンを位置づけます。
	緑化推進ゾーン	市役所周辺の市中心部や、臨海部に大規模な工場が立地する市街地東部に、緑化を推進すべき区域を位置づけます。
	防災レクリエーション施設または公園・緑地等の整備検討ゾーン	都市計画マスタープランにも位置づけられ、今後、新たな公園整備を検討していくべきゾーンを位置づけます。
軸等	みどりの河川軸	市内を流れる主要な河川で市街地をブロック化し、拠点やゾーンをネットワーク化する6河川を位置づけます。
	みどりの海岸軸	鳴門市大毛島から阿南市橘湾まで続く海岸線の緑地軸として、徳島小松島港沿岸一帯を位置づけます。
	義経ドリームロード	歴史的・文化的に重要な恩山寺周辺と市街地部をネットワークする移動軸として位置づけます。
	みどりのネットワーク	市内各拠点等をネットワークする移動軸として位置づけます。

(2) みどりの将来像図



凡例

- 核となる都市公園
- レクリエーション拠点
- スポーツ・防災拠点
- 歴史・風致ゾーン
- 保全ゾーン (優良農地・自然林)
- 緑化推進ゾーン
- 防災レクリエーション施設または公園・緑地等の整備検討地域
- みどりの河川軸
- みどりの海岸軸
- 義経ドリームロード
- みどりのネットワーク
- 市街地
- 農地
- 山林

2-3 基本方針

基本理念に基づき、緑の将来像を実現するため、次の4項目の「基本方針」を設定します。

(1) 安全な未来を守る みどりづくり

都市計画マスタープランでは、『安全・安心・信頼のこまつしま』の実現に向け『災害に強く、安心して暮らせる都市づくり』を基本目標に掲げているとおり、こまつしまの安全な生活基盤を確保することは都市づくり全体における重要な課題です。特に災害時における公園などのオープンスペースは避難場所や延焼防止の役割を果たし、山林や農地は水害を防止する洪水調整機能等を有するなど、みどりが持つ防災機能は災害に強い都市づくりに不可欠です。

今後においても、市民の生命と財産を守るため、防災資源である山林や農地の保全、みどりの持つ防災機能の整備を通じて、「こまつしま」のみどりづくりを進めます。

(2) 健やかな暮らしを創る みどりづくり

身近なところに憩いと安らぎが感じられ、多様な生態系に配慮し、適切なみどりが配置されたまちをつくるには、既存公園・緑地等の再生、公共建築物や民有地の緑化を推進するとともに適切な維持管理を行い、今あるみどりの魅力を高めることや、限られた空間にも緑化を推進していくことが求められます。

さらに、歩いて行ける場所に公園を整備し、道路のみどりや水辺、緑道、遊歩道などをみどりで結ぶことができる核となる公園の配置が重要です。また、高齢化の進展や子どもの体力・運動能力の低下が社会問題となるなか、幅広い世代が気軽に楽しくスポーツや散歩などに親しみ、健康増進も含めたレクリエーションを図ることができる空間を確保することも重要です。

アンケート結果では、特に市街地のみどりが少ないという回答が多く得られており、市街地では、身近に感じられるみどりを増やしていくことが求められています。暮らしに彩りを与えてくれる魅力あるみどりを確保することによって、健やかでやすらぎの感じられる「こまつしま」のみどりづくりを進めます。

(3) 豊かな資源を活かした みどりづくり

小松島付近はカシ、シイ、クスノキ、ツバキなどの常緑広葉樹を代表的樹種とする暖帯林とマツ、スギ、ヒノキなどの針葉樹の混じる温帯林の境界線付近にあるため、多様な樹種が育まれています。また、金磯では亜熱帯性植物であるアコウの自生が確認されるなど、多様な動植物の貴重な生息環境を有しています。

さらに、剣山系から流れ出す多数の湧水、歴史・文化的な資源と一体となった恩山寺、豊かな自然を残す日峰山、横須・金磯海岸や河川の水辺、市街地周辺に広がる農地などは「こまつしま」の風格を表すものであり、将来世代に引き継ぐべき優れた景観といえます。また、多様な生き物の生息地でもあり、憩いの場として重要なみどりといえます。

このような多様で豊かな水とみどりを保全し、有効活用することで地域の特色を活かし、

生物多様性にも配慮した人と生き物が共生できるみどりを育み、将来世代に「こまつしま」の素晴らしい水とみどりを継承します。

(4) みんなで進める みどりづくり

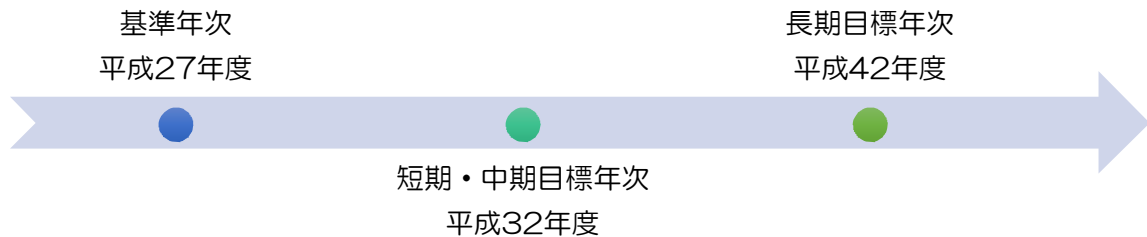
みどりは公共的な公園・緑地等だけでなく、個人の庭木、企業の敷地内のみどりと多岐にわたります。また、管理の行き届いた質の高いみどりを確保していくには、行政のみの取り組みでは実現困難であり、市民、企業など多様な主体の参画（協同）により、みんなで「こまつしま」のみどりづくりを進める必要があります。

このため、みどりの保全や緑化推進などのボランティア体制の充実や、みどりの担い手の発掘・育成、市民活動への支援の充実など、公園・緑地等の維持管理、啓発活動等において、幅広い世代が主体的に関われる仕組みづくりを構築するとともに、市民や企業との連携を深めます。

2-4 計画フレーム

(1) 計画期間（目標年）

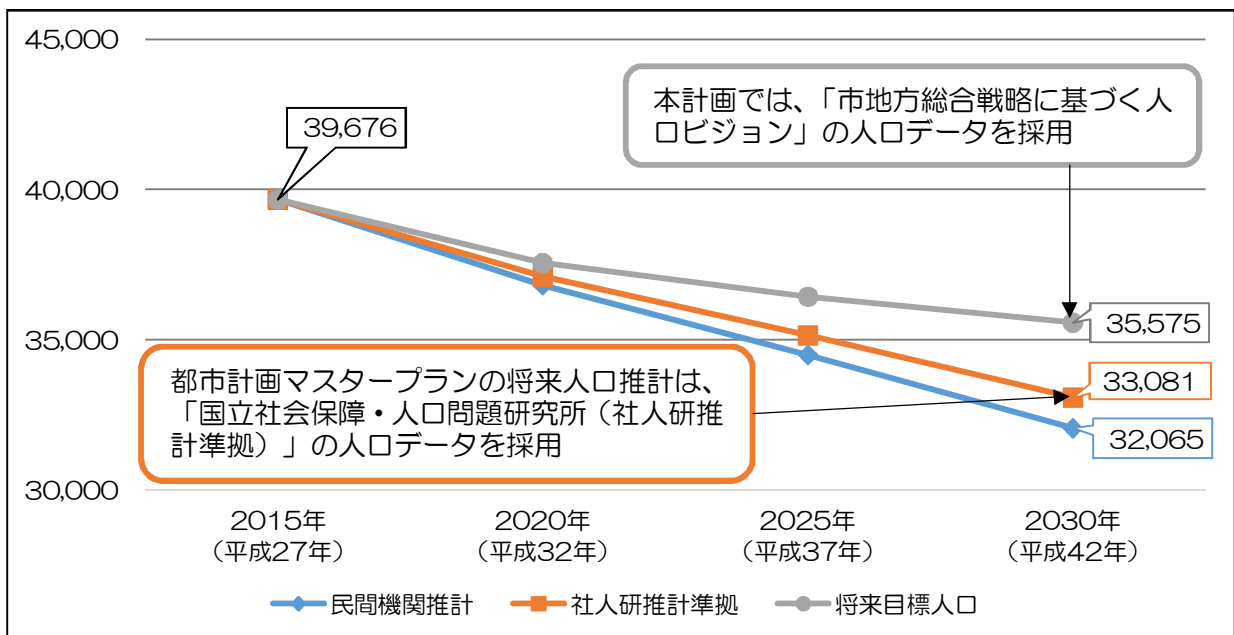
本計画は、都市計画マスタープランに即し、みどりの保全と緑化の推進、既存のみどりの利活用を推進する計画であるため、施策による効果は、都市計画マスタープランの目標年に合わせ、以下に設定します。



(2) 人口の見通し

人口	基準年次 (平成 27 年)	短期・中期目標年次 (平成 32 年)	長期目標年次 (平成 42 年)
	39,676 人※	37,500 人	35,500 人

※ 平成27年9月末時点での数値（住民基本台帳）



(3) 市街化区域の規模

市街化区域推移	基準年次 (平成 27 年)	短期・中期目標年次 (平成 32 年)	長期目標年次 (平成 42 年)
市街化区域内人口	24,100 人	22,800 人	21,500 人
市街化区域の規模	905 h a	905 h a	905 h a

2-5 目標水準

本計画における目標年次までの目標水準を以下のように設定します。

(1) 公園整備量

本市の条例（「小松島市都市公園条例」）では、「市の区域内の都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とする。」とされています。現在の市民1人当たりの都市公園等^{*}面積は1.8m²で、基準を満たしていませんが、市内には都市公園等に属していない多くの公園があります。

本計画では、現在都市公園ではない公園を都市公園として開設することにより、短期・中期目標として、市民一人当たりの都市公園等の面積を現況の1.8m²から3.0m²を増やすことを目標とします。また、都市公園を含むすべての公園・緑地等の市民一人当たりの面積については5.4m²から6.0m²を増やすことを目標とします。

長期目標としては、新規公園の計画的な配置・整備を考慮し、市民一人当たり都市公園等面積を5.0m²、都市公園を含むすべての公園・緑地等面積を8.0m²とします。

区分	現況 (平成27年)	短期・中期目標年次 (平成32年)	長期目標年次 (平成42年)
都市公園等	1.8m ² /人	3.0m ² /人	5.0m ² /人
公園・緑地等 (都市公園含む)	5.4m ² /人	6.0m ² /人	8.0m ² /人

※公園・緑地等とは、都市公園等を含む、市内すべての公園のことをいいます。

(2) 緑被率

本市は農地や樹林地が大部分を占め、現在の市全域の緑被面積は3,133.2 ha、緑被率は約69%となっています。市街化区域では252.2 ha、緑被率は約28%となっています。今後、土地の開発等に伴いみどりが減少することが予想されますが、小松島市のみどりの骨格である農地や樹林地の保全に加え、公共施設の緑化や、民間の宅地内緑化等によるみどりの創出の施策を行うことにより、みどりの割合を維持することを目標とします。

区分	現況 (平成27年)	短期・中期目標年次 (平成32年)	長期目標年次 (平成42年)
市全体	約69%	現状維持	現状維持
市街化区域	約28%	現状維持	現状維持

※緑被とは、樹木や草地等（山林や公園などの樹木、農地、芝地等）の植生に覆われた部分を指し、緑被率とは、特定地域（区分）に占める緑被の割合をいいます。

2-6 基本方針体系図

本計画における基本理念や基本方針を整理すると次の図のようになります。

安全・安心・信頼のこまつしま

みんなで守り、創り、活かす、安全で安らぎのある
水とみどりのまち こまつしま

基本的な考え方（3本柱）

緑地の保全 （守る）

- ・良好な環境の形成や安全な生活基盤の確保
- ・今あるみどりが持つ防災機能の保全
- ・新たな防災拠点の整備
等々

緑化の推進 （創る）

- ・憩いと安らぎの感じられる生活環境の確保
- ・公園や道路、公共施設、民有地など幅広い緑化
- ・適切な維持管理によるみどりの質の向上
等々

今あるみどりの利活用 （活かす）

- ・既存の公園・緑地等、オープンスペースなどの有効活用
- ・自然環境豊かな山林や市街地周辺の田園風景等の保全
- ・生物多様性の配慮、低炭素・循環型社会の実現
等々

安全な未来を守る みどりづくり

- ・防災資源の保全
- ・防災機能の整備

健やかな暮らしを創る みどりづくり

- ・公園等の整備
- ・公園等の維持管理
- ・緑化の推進

豊かな資源を活かした みどりづくり

- ・水とみどりの保全
- ・水とみどりの活用

みんなで進める みどりづくり

- ・担い手の育成
- ・みどりづくりの啓発

基本方針

※ 実線 → : 特に関連性の強い項目

破線 → : 関連がある項目